

- 行政コスト削減20%削減の取組について、2年目である平成30年度の実績を計測した結果、基準となる平成29年度計測結果（＝取組開始前）と比べ、約2%削減に留まっている。
- 健康保険組合においては、そもそも電子申請環境を有していないことから、現状、紙媒体または電子媒体での届出となっている。
- このため、**事業主の事務コスト削減を図る取組として、社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化で構築される電子申請環境(以下、「社保税OSS電子申請環境」という。)を用いた環境整備を進め、令和2年11月の運用開始にむけ準備を進めている。**
- なお、電子申請環境の導入や運用開始等を前倒して対応することについては、社保税OSS電子申請環境の導入及び運営経費への投資とは別に投資を求めること(二重投資)となり、民間企業を母体とし、自主・自立による財政運営を行う健康保険組合においては、労使の理解が得られにくいと考えている。
- 現在、削減率が2%に留まってはいるものの、電子申請環境の運用開始後は、コスト計測対象手続き（7届出）のうち、5届出、非オンラインによる届出総数の約7割（今年度計測ベースで約633万件）について、電子申請環境が整備されることから、電子申請が義務化される資本金等が1億円超の事業所が加入する健保組合を中心に紙媒体等から電子申請へ移行が進むものと想定している。
※社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化で構築される電子申請環境を用いた環境整備については、12/3に開催された健康保険組合連合会の所管委員会で説明し、概ねご理解をいただいたところ。

令和元年度行政手続コスト計測結果（健康保険関係）

	29年度計測における 作業時間の合計 (分)	今年度計測における 作業時間の合計 (分)	対29年度計測削減時間 (分)	対29年度計測削減効果 (%)
被保険者資格取得届	1,185,143	1,202,761	-17,618	-1%
被保険者報酬月額算定基礎届	1,810,060	1,698,027	112,033	6%
被保険者賞与支払届	3,888,409	3,561,359	327,050	8%
被保険者住所変更届	2,065,110	2,604,621	-539,511	-26%
被保険者資格喪失届	1,062,039	1,094,794	-32,755	-3%
被扶養者異動届	7,795,253	7,540,232	255,021	3%
健康保険被保険者証再交付申請書	1,163,895	817,994	345,901	30%
合 計	18,969,909	18,519,788	450,121	2%

※被保険者資格取得届、被保険者住所変更届及び被保険者資格喪失届については、紙媒体対応の健保組合における届出件数の増加に伴い作業時間も増加したものと考えられる。

行政コスト削減20%削減に向けた取組について（健康保険関係）

【平成29年度～平成30年度】

- ① マイナンバーを活用した情報連携又は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)からの機構保存本人確認情報の提供により、被扶養者異動届の届出に際し必要となる、「住民票情報」、「課税情報」、「年金情報」にかかる書類の添付省略を可能とした。＜住民票情報、課税情報：平成29年11月～ 年金情報：令和元年6月～＞
- ② 海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者の認定事務を統一化＜平成30年3月～＞
- ③ 健康保険法及び厚生年金保険法における賞与に係る報酬の取扱いの明確化と徹底＜平成30年7月～＞
- ④ 日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務に係る留意点を明示＜平成30年8月～＞

【令和元年度の取組】

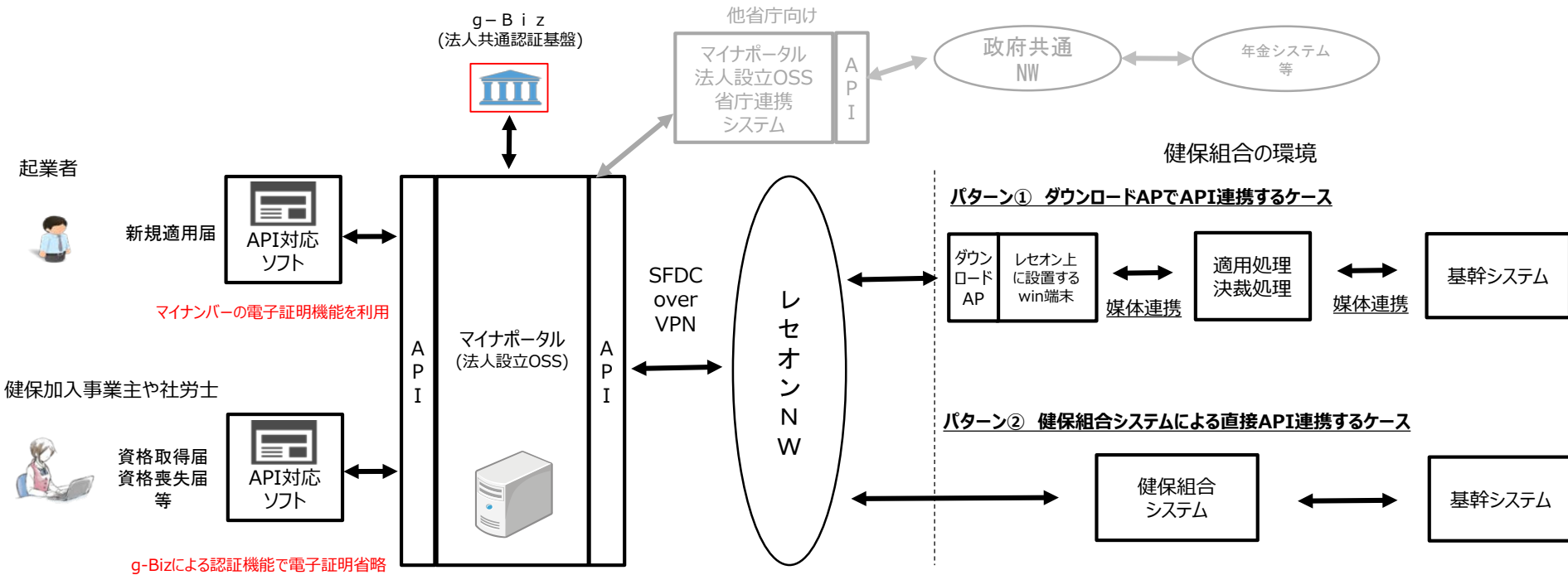
- ① 従業員本人の押印・署名を求めている届出の一部について、押印・署名を省略＜令和元年8月～＞
- ② 算定基礎届の取扱いに関する全国的な取扱いの統一（ローカルルール廃止）＜令和元年11月～＞

【令和2年度の取組】

- ① 資本金1億円を超える大法人等について、電子申請を義務化＜令和2年4月～＞
- ② 全健康保険組合が利用可能な電子申請環境の運用開始＜令和2年11月～＞
 - ⇒ 社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化に対応
 - ⇒ 法人共通認証基盤の連携によるID・パスワード方式に対応

平成29年度から令和元年度までに実施した事務の統一化等で発生する事務コスト減については、令和2年度に改めて作業時間にかかる実態把握を行い、令和元年度実績に反映予定

健康保険組合における電子申請環境全体像について



健康保険組合における電子申請環境の全体像

- ・ 健保加入事業主、社労士はマイナポータルが準備する申請APIを利用して、健康保険組合に提出する関連手続きを電子申請する。(マイナポータルにUI(申請画面)は置かない。)
- ・ 事業主等からの届出は、申請APIに電子証明書添付、または法人共通認証基盤による利用者身元確認とSSLによる暗号化でセキュリティを確保する。
- ・ 事業主からの届出では、日本年金機構の届出作成プログラムにより作成された届出用電子データ (KPFD様式(CSVデータ)) の添付による届出を可能とする。
- ・ マイナポータル 法人設立OSSに申請された申請データは、IPVPN/レセオンNWを通じてダウンロードAP、又は、健保組合システムにAPIを利用してダウンロードする。
 ※マイナポータル 法人設立OSSに一時的に保存された申請データをAPIを通じ取得する方式
- ・ 申請に対する申請結果は、ダウンロードAP、又は、健保組合システムからAPIを通じて登録することで、申請者が申請状況/結果が確認可能となる。
- ・ ダウンロードAPについては、提供する予定である。
- ※ レセオン上に設置するwin端末については、既存のレセオン請求端末の利用案も含めて検討を進めている。